

I. ごみ処理実施計画

1. 計画区域 深谷市

2. 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. ごみの処理計画量

(単位：t)

	令和7年度処理計画量	左記の内、深谷市の処理計画量
直接収集量	36,867	36,867
許可業者収集	8,708	8,708
事業者運搬又は直接搬入等	5,859	5,859
許可業者処理量	120	120
市外からの受入※	5,170	—
合 計	56,724	51,554
小動物の死体	221体	221体

市外から受け入れる一般廃棄物

(単位：t)

一般廃棄物の種類	処理計画量	処理業者名
プラスチック製容器包装	3,770	(株) リステム大里工場
粗大ごみ及び資源化残渣等(金属、木くず、陶磁器等)	1,400	永田紙業(株)

注1) 小動物の死体については、道路等に遺棄された飼い主等が不明な犬・猫等の小動物の死体及び市民が直接処理施設に搬入する犬・猫等とし、重量は計画収集量に含む。

注2) 特別管理一般廃棄物のうち、感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行う。ただし、病院から排出される人体の一部及び胞衣については、深谷市火葬施設(深丘園)で受け入れ処理する。

注3) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に定める特定家庭用機器は、指定された処理ルートに基づき適正に処理されるため、数量から除く。

注4) 市外からの受入は市町村等の地方公共団体が回収した一般廃棄物に限る。

4. 深谷市が処理・処分を行うごみ等の排出量見込み

(1) ごみ

(単位：t)

区 分	収集・運搬量	中間処理量	資源化量
燃やせるごみ	46,400	46,400	4,731
燃やせないごみ (不燃粗大含)	1,206	1,206	638
有害ごみ	43	43	43
合 計	47,649	47,649	5,412

注1) 中間処理および資源化は大里広域市町村圏組合にて行う。

注2) 福祉施設から排出される紙おむつは、使用済みのものに限り受入れ処理を行う。

小 動 物 の 死 体	221体
-------------	------

(2) 資源物

(単位：t)

区 分	収集・運搬量	中間処理量	資源化量
び ん	604	604	320
か ん	305	305	161
ペットボトル	504	504	267
紙 類	2,138	2,138	2,138
使用済 小型家電	233	233	233
合 計	3,784	3,784	3,119

注1) 中間処理および資源化は大里広域市町村圏組合にて行う。

注2) 上記資源物には集団資源回収で回収される資源物等は含まない。

注3) ごみ収集所に排出された資源物の所有権は、深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第11条により、市に帰属する。

5. 発生抑制・排出抑制計画

(1) 広報活動

- ・広報ふかやによる啓発
- ・「ごみの分け方・出し方」リーフレットの毎戸配布

- ・パソコンやスマートフォンで検索できる「ごみ分別辞典」による啓発
- ・スマートフォン向けごみ分別アプリによる啓発

(2) 発生・排出抑制の方法

- ・ごみの減量化・資源化促進のため、分別収集啓発リーフレットの配布やごみ分別辞典、スマートフォン向けごみ分別アプリによる啓発
- ・資源物分別排出の促進
- ・民間処理事業者による事業系一般廃棄物の資源化促進
- ・NPO法人及び民間事業者と連携し不用品の再利用促進によるごみの削減啓発

(3) 再生利用の促進

- ・深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱に基づき、資源回収団体に奨励金を交付する。

区 分	令和7年度予定量(t/年)
紙 類	2, 9 4 1
布 類	1 4
びん類	1
かん類	4 0
プラスチック類	4
合 計	3, 0 0 0

注) 紙類とは、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙又はシュレッダーごみをいう。

- ・一般社団法人 JBRC による小型充電式電池の回収、リサイクル促進

6. 収集運搬計画

(1) 深谷市が収集運搬するごみの収集方法及び排出方法

12月29日から1月4日を除く月曜日から金曜日(祝日を含む)に下表に従いごみの収集及び受け入れを実施する。また、本年度については、12月29日・30日・1月4日に特別収集として燃やせるごみのみ収集を実施し、受け入れは通常時と同様に行う。

事業系ごみ及び一般家庭において直接搬入が困難であると認められる場合は、深谷市で許可した業者によるものとする。

① 燃やせるごみ

種類	収集主体	収集区域	収集回数	排出方法	収集方法	搬入先	収集量 (t/年)
燃やせるごみ	収集 (委託)	深谷市	4回/週	透 明・ 半透明 袋	ステー ション	大里広域深谷・江 南清掃センタ ー・熊谷衛生セン ター	32,000
	許可	深谷市	随時	透 明・ 半透明 袋	戸別 収集	大里広域 深谷清掃 センター	8,700
	直接 搬入	深谷市	随時	透 明・ 半透明 袋	自己 搬入	大里広域深 谷・江南清 掃センター 及び熊谷衛 生センター	5,700
	小 計						46,400

※ 一般家庭から排出される燃やせるごみの直接搬入については、大里広域3ヶ所のごみ焼却処理施設の利用ができるものとする。

② 燃やせないごみ

種類	収集主体	収集区域	収集回数	排出方法	収集方法	搬入先	搬入量 (t/年)
燃やせないごみ	収集 (委託)	深谷市	1回/週 (第2水 金以外)	透明袋	ステー ション	大里広域クリー ンセンター	800
	許可	深谷市	随時	透明袋	戸別収集	大里広域深谷 清掃センター	1
	直接 搬入	深谷市	随時	透明袋	自己搬入	大里広域深谷 清掃センター	102
	小 計						903

注1) 許可業者が収集運搬できる燃やせないごみは、一般家庭から排出されるものに限る。

注2) 直接搬入できるものは、一般家庭から排出されるものに限る。

③ 粗大ごみ

種類	収集主体	収集区域	収集回数	排出方法	収集方法	搬入先	搬入量 (t/年)
粗大ごみ	収集 (委託)	深谷市	1回/週	単体	ステーション	大里広域深谷・江南清掃センター、熊谷衛生センター	300
	許可	深谷市	随時	単体	戸別収集	大里広域深谷清掃センター	1
	直接搬入	深谷市	随時	単体	自己搬入	大里広域深谷清掃センター	2
	小 計						303

注1) 許可業者が収集運搬できる粗大ごみは、一般家庭から排出されるものに限る。

注2) 直接搬入できるものは、一般家庭から排出されるものに限る。

④ 資源物

種類	収集主体	収集区域	収集回数	排出方法	収集方法	搬入先	搬入量 (t/年)
びん類	収集 (委託)	深谷市	1回/週	透明袋	ステーション	大里広域クリーンセンター	600
	許可	深谷市	随時	透明袋	戸別収集	大里広域深谷清掃センター	1
	直接搬入	深谷市	随時	透明袋	自己搬入	大里広域深谷清掃センター	3
	小 計						604
かん類	収集 (委託)	深谷市	1回/週	透明袋	ステーション	大里広域クリーンセンター	300
	許可	深谷市	随時	透明袋	戸別収集	大里広域深谷清掃センター	1
	直接搬入	深谷市	随時	透明袋	自己搬入	大里広域深谷清掃センター	4
	小 計						305

ペットボトル	収集 (委託)	深谷市	1 回/週	透明袋	ステー ション	大里広域 クリーン センター	5 0 0
	許可	深谷市	随時	透明袋	戸別収集	大里広域 深谷清掃 センター	1
	直接 搬入	深谷市	随時	透明袋	自己搬入	大里広域 深谷清掃 センター	3
	小 計						5 0 4
紙類	収集 (委託)	深谷市	1 回/週	紐等で しばる	ステー ション	市内紙問屋	2, 1 2 7
	許可	深谷市	随時	紐等で しばる	戸別収集	大里広域深谷 清掃センター	1
	直接 搬入	深谷市	随時	紐等で しばる	自己搬入	大里広域深谷 清掃センター	1 0
	小 計						2, 1 3 8
資源物合計							3, 5 5 1

⑤ 有害ごみ

種類	収集 主体	収集区 域	収集 回数	排出 方法	収集 方法	搬入先	搬入量 (t/年)
有害 ごみ	収集 (委託)	深谷市	1回/月	透明袋	ステーション	大里広域深谷 清掃センター	40
	許可	深谷市	随時	透明袋	戸別 収集	大里広域深谷 清掃センター	1
	直接 搬入	深谷市	随時	透明袋	自己搬入	大里広域深谷 清掃センター	2
	小 計						43

注1) 許可業者が収集運搬できる有害ごみは、一般家庭から排出されるものに限る。

注2) 直接搬入できるものは、一般家庭から排出されるものに限る。

⑥ 使用済小型家電

種類	収集主体	収集区域	収集回数	排出方法	収集方法	搬入先	搬入量(t/年)
使用済小型家電	収集(委託)	深谷市	1回/月	透明袋	ステーション	大里広域深谷清掃センター	200
	許可	深谷市	随時	単体	戸別収集	大里広域深谷清掃センター	1
	直接搬入	深谷市	随時	単体	自己搬入	大里広域深谷清掃センター	31
	宅配便回収	深谷市	随時	単体	戸別収集	リネットジャパン(株)	1
	小 計						233

注1) 許可業者が収集運搬できる使用済小型家電は、一般家庭から排出されるものに限る。

注2) 直接搬入できるものは、一般家庭から排出されるものに限る。

※市の収集運搬計画対象外の一般廃棄物

一般家庭において、転出、転居、大掃除等により一時的に多量に排出され、直接搬入が困難であると認められるごみは、深谷市で許可した業者により収集運搬することができる。

- ・ 運搬業者：深谷市で許可した業者
- ・ 搬入場所：大里広域深谷清掃センター、深谷市資源物等置場

(2) 令和7年度の許可業者一覧
別紙のとおり

(3) 許可業者が処分を行うごみ等

① 道路、公園等の剪定枝・伐採木

収集主体	収集回数	収集方法	搬入処分先	搬入量(t/年)
許可	随時	戸別収集	新井緑地(株) 破碎堆肥化处理	40
直接搬入	随時	自己搬入		
許可	随時	戸別収集	亀井産業(株) 破碎堆肥化处理	80
直接搬入	随時	自己搬入		

(4) 一般廃棄物処理業の新規許可について

一般廃棄物処理業のうち、収集運搬業については現在の許可業者で安定的な業務が継続できていることから、新規許可申請は受理しない。

7 中間処理計画

(1) 深谷市が委託するごみ等の中間処理計画

① 焼却処理

大里広域市町村圏組合の計画（圏域内市町の総量／単位：t）

施設名	深谷清掃センター	熊谷衛生センター	江南清掃センター
焼却予定量	27,665	73,127	23,358

深谷市分の可燃ごみの処理量

種 類	処理主体	処理施設	年間処理量（t）
燃やせるごみ	広域処理	深谷清掃センター	1 8， 9 0 4
		熊谷衛生センター	2 2， 3 4 1
		江南清掃センター	5， 1 5 6
小 計			4 6， 4 0 0

② 資源化及び破碎処理

大里広域市町村圏組合の計画（圏域内市町の総量／単位：t）

施設名	大里広域クリーンセンター
処理予定量	10,500

深谷市分の不燃ごみの処理量

種類	処理主体	処理施設	年間処理量（t）
燃やせないごみ	広域処理	大里広域 クリーンセンター	903
粗大ごみ	広域処理	大里広域 クリーンセンター	303

小 計	1, 2 0 6
-----	----------

③ 資源化処理

深谷市分の資源物の資源化量

種 類	処理主体	処理施設	年間資源化量(t)
資 源 物	びん類	広域委託 大里広域クリーンセンター	3 2 0
	かん類	広域委託 大里広域クリーンセンター	1 6 1
	ペットボトル	広域委託 大里広域クリーンセンター	2 6 7
	新 聞	委 託 紙問屋・製紙工場	5 6 6
	雑 誌	委 託 紙問屋・製紙工場	4 4 4
	段ボール	委 託 紙問屋・製紙工場	1, 0 9 5
	紙パック	委 託 紙問屋・製紙工場	1 5
	雑 紙	委 託 紙問屋・製紙工場	1 7
有害ごみ		委 託 廃乾電池等処理共同企業体に処理委託	4 3
使用済小型家電		広域委託 使用済小型家電回収・再生処理業者	2 3 3
小型充電式電池		委 託 一般財団法人 JBRC	1
破碎選別資源		広域委託 資源回収業者	1, 4 3 4
焼却灰/集塵灰 セメント資源化		広域委託 太平洋セメント（株）	4, 7 3 1
小 計			9, 3 2 7

(2) 許可業者による資源化処理

種 類	処理主体	処理施設 処理方法	年間処理量(t)
剪定枝・伐採木 草木、根	許 可	新井緑地（株） 破碎堆肥化处理	4 0
剪定枝・伐採木 草木、根	許 可	亀井産業（株） 破碎堆肥化处理	8 0
小 計			1 2 0

(3) 市外から市内に搬入される一般廃棄物

廃プラスチック等（地方自治体からの受入れに限る。）

種 類	処理主体	処理施設	年間処理量(t)
廃プラスチック	民 間	(株) リステム大里工場	3, 7 7 0
粗大ごみ及び資源化残渣等（金属、木くず、陶磁器等）	民 間	永田紙業（株）	1, 4 0 0
小 計			5, 1 7 0

(4) 市内から市外に搬出される一般廃棄物（深谷市が行う収集運搬を除く）

種 類	処理主体	処理施設	年間処理量（t）
食品廃棄物 (燃やせるごみ)	民 間	(株) サニタリーセンター (株) アイル・クリーンテック	1 1 1
燃やせるごみ	民 間	オリックス 資源循環（株）	1 7 9
小 計			2 9 0

8 最 終 処 分 計 画

種 類	処理主体	処分先	年間処理量（t）
破碎残渣	広域委託	埼玉県環境整備センター	7 4 6
	広域委託	資源循環工場	3 9 2
合 計			1, 1 3 8

9 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別区分及び一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

令和7年度版「ごみの分け方・出し方」リーフレット及び「ごみ分別辞典」による。

10 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

埋立を完了した最終処分場の環境保全を図るため、周辺地下水等の環境測定を実施する。

11 その他的一般廃棄物の減量及び処理に関し必要な事項

(1) ごみ収集所への廃棄物の排出時間の指定について

ごみ収集所へのごみの排出時間については、収集当日の朝8時30分までに市の指定の場所へ排出すること。

(2) ごみ収集所の管理について

深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第4条第3項の規定に基づき、利用者相互の協力によりごみ収集所の清潔保持を行うこと。

(3) 排出禁止物の例示及びその処理方法にかかる市長の指示

深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第13条に掲げる廃棄物は、次に掲げるとおりとする。

区 分	例 示	処理方法に係る市長の指示
有害性のあるもの	工業薬品（塩酸、硫酸等） 印刷インク、バッテリー等	販売店又は専門処理業者
危険性のあるもの	ガスボンベ、火薬類等	販売店又は専門処理業者
引火性のあるもの	石油類等	販売店又は専門処理業者
著しく悪臭を発するもの	現像液等	販売店又は専門処理業者
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条の規定に基づき政令第1条に定めるもの	専門処理業者
特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器	テレビ、洗濯機、冷蔵庫 エアコン、衣類乾燥機	家電販売店、許可業者
廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設に支障を生ずるもの	消火器、タイヤ、土砂、 ブロック、自動車部品、 オートバイ、ピアノ、漬物 石、うす、きね、小型充電 式電池、モバイルバッテリー	販売店又は専門処理業者、 許可業者

産業廃棄物に指定されている廃棄物は、排出禁止物とする。

種類	収集主体	収集回数	収集方法	搬入先
特定家庭用機器	家電販売店	随時	買替時及び過去に販売したものの引取り	特定家庭用機器再商品化法の指定引取場所
	許可		戸別収集	

令和元年11月30日をもって日本通運株式会社が特定家庭用機器の受け入れを廃止したため、家電リサイクルルートにて適正に処理すること。

(4) 収集処理困難物の例示及びその処理方法にかかる市長の指示

深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第14条に掲げる廃棄物は、次に掲げるとおりとする。

区 分	例 示	処理方法に係る市長の指示
建築廃材	物置、柱、サッシ類、流し台、洗面台、ドア、ふすま、障子、石膏ボード、壁紙、床材、瓦、窓ガラスなど	販売店、専門処理業者又は許可業者
農業系廃棄物	農機具、農業用ビニール、農業用マルチシート、ビニールハウスの支柱、農薬及びその容器	販売店、専門処理業者又は許可業者

II 生活排水処理実施計画

1. 計画区域 深谷市

2. 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 収集運搬計画

(1) 深谷地域、岡部地域、川本地域、花園地域のし尿、生活雑排水の収集・運搬は、地区毎の許可業者により行う（下記表）。

浄化槽汚泥の収集・運搬は、地区に関係なく、許可業者（下記表）により行う。

令和7年度収集見込み量

業 者	各業者別し尿・浄化槽処理量(kℓ)	
	し 尿 等	浄 化 槽
(株) 美松興業	5 2 0	3 3 , 3 0 0
(株) 日野商事	2 3 0	
(有)藤沢環境保全	4 3 0	
(有)長谷川環境	2 6 0	
(有)岡部第一衛生社	2 4 0	
井上衛生舎	3 6 0	
(株) 小嶋衛生社	1 3 0	
(有)川本清掃社	6 0	
(株) ロビン	4 1 0	
小 計	2 , 6 4 0	
合 計	3 5 , 9 4 0	

4. 合併処理浄化槽の普及促進事業

(1) 合併処理浄化槽の設置費補助

深谷市生活排水処理基本計画における浄化槽整備区域及び農業集落排水整備区域において農業集落排水処理施設への接続が困難であると市長が認めた区域を対象とし、「深谷市浄化槽設置補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。

(2) 合併処理浄化槽の維持管理適正化の推進

① 維持管理補助金

合併処理浄化槽の普及促進及び合併処理浄化槽の良好な維持管理を推進す

るために、「深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。

② 普及啓発

浄化槽の法定検査、維持管理及び清掃について、広報等により啓発を行う。

5. 中間処理・最終処分計画

区 分	処理主体	処理施設	年間処理量 (kℓ)
			最終処分量 (t)
し尿・家庭 雑排水・浄 化槽汚泥	管理委託	深谷市衛生センター 113kℓ/日 固液分離・希釈下水道放 流方式 汚泥等の処理：委託処分	3 5 , 9 4 0
			0 (委託量 1 , 3 4 0)
			0 (炭化リサイクル量0)
合 計			3 5 , 9 4 0
			1 , 3 4 0